

パートナー

せたがや
PARTNER

特集 事業団によるヤングケアラー支援の取り組み

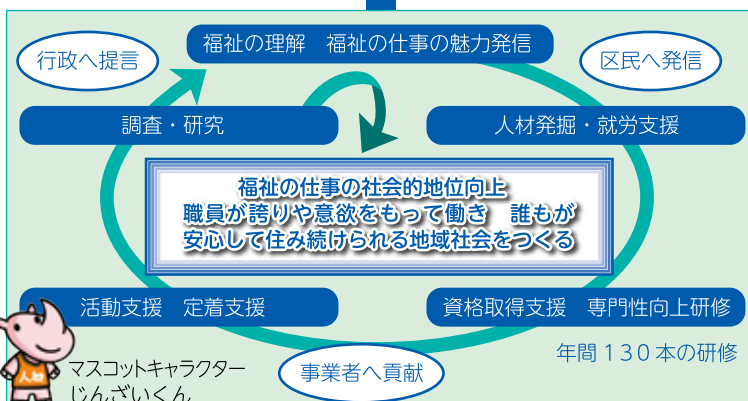
世田谷区福祉人材育成・研修センター

世田谷区社会福祉事業団が運営する世田谷区福祉人材育成・研修センターでは、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりの実現に向けて」、福祉人材の確保・育成・定着支援の様々な事業を行っています。

事業団では、研修センターに加え、入所・訪問・通所・あんしんすこやかセンター職員などが参加するプロジェクトチームを立ち上げ、ヤングケアラーやひきこもり（8050問題）への支援について検討を進めてきました。

今回は、その中からヤングケアラー支援の取り組みについてご紹介いたします。

世田谷区福祉人材育成・研修センターの使命
誰もが安心して暮らせる地域社会の実現



研修センターの取り組み～福祉の理解～

小・中・高校生 夏休み福祉体験

毎年、夏休みの7日間14回 夏休み福祉体験を実施しています。

ユニバーサル
デザインクイズ



車いす体験



介護ベット
体験



事業団では、
ホームページ、
採用サイト、
SNSを運用
しています。



事業団の
ホームページ



事業団の
採用サイト

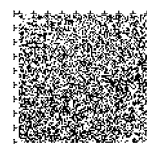


事業団の
公式X



事業団の
公式Instagram

ぜひ
ご覧ください。



特集 事業団によるヤングケアラー支援の取り組み

福祉ニーズが多様化する中で、制度の狭間により支援につながらず孤立し、精神的・経済的に困難が深まる事例が増えています。

ヤングケアラーやひきこもり（8050問題）は、その代表的な社会課題として注目されています。

1 ヤングケアラーの定義

ヤングケアラーとは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律）のことをいいます。

●ヤングケアラーの例



出典）ヤングケアラー支援の手引き（世田谷区社会福祉事業団 作成）

2 ヤングケアラーが直面する問題

ヤングケアラー支援の手引き
掲載 QR コード



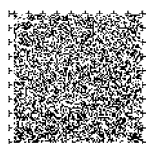
大人が行うような家事や家族の世話を日常的に行っていると、子どもたちに次のような影響が出る可能性があります。

- ① 学 業 へ の 影 響 遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間が取れない など
- ② 就 職 へ の 影 響 自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない など
- ③ 友人関係への影響 友人などとコミュニケーションを取れる時間が少ない など



3 ヤングケアラーの発見から支援の流れ

- (1) 発 見 ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見
- (2) アセスメント アセスメントシートをもとに、できる限り情報収集、事実確認
- (3) ケ ア 会 議 複数の職員による確認（一人の判断での見落としを防ぐ）
必要に応じた関係機関の招集
福祉的な支援の検討（または支援状況の確認）
- (4) 関係機関への連絡 「ヤングケアラーの課題に対応する主な支援機関担当窓口」に連絡
※世田谷区ヤングケアラーさぽーとるーむ（コーディネーター）との情報共有、連携
- (5) サービスの調整 必要な支援・サービスの調整
- (6) モニタリング 本人・家族の状況は改善されているか、本人・家族の気持ちの変化
新たなニーズは発生していないか など



出典）ヤングケアラー支援の手引き（世田谷区社会福祉事業団 作成）

事業団の専門職が関わった事例

家族構成

- 父母と子ども
- 母親（父親）と子ども
- 祖母と母と子ども など

病気や生活の状況

- がん、認知症、要介護状態、心の病 など
- 清掃が行き届かずゴミなど劣悪な住環境
- 食事は弁当や出前
- 生活のリズムが乱れている

ケアラーの認識

- 多くの方はケアラーとしての認識はなく、「当たり前」と思っている事が多い
- 家族のことを知られたくないとの気持ちもある

その他

- 経済的困難を抱えている
- 両親のうち一人がとても仕事が忙しい
- 子どもにストレスがあり不安定
- 進路や将来への不安

苦慮したこと

- 家族の存在 困難の気づき
不在の事も多く 向き合うことができない
- 子どもへの声かけ
- 子ども自身が劣悪な環境を感じていない
- 当たり前にお手伝いしている感覚
- 子どもへのサービスが必要と感じた

支援の内容

- 専門職間での情報共有と介護保険、その他のサービス提供
- 区へつなぎ、児童相談所、ケースワーカー、保健師のサポートが得られるようにした
- 区から家庭教師の派遣や区教委委員会、学校教師との協力で共に子育てを支援
- 「見守っている！」とのメッセージを出した

4 支援の具体的な内容、枠組みの整備

ヤングケアラーのおかれている状況は、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡みあっています。

そこで、行政や福祉の関係機関、地域の団体などが連携して取り組む支援の流れを記した、「ヤングケアラー支援の手引き」「同（概要版）」を作成しました。



5 ヤングケアラー支援の展開について

世田谷区福祉人材育成・研修センターでは、「ヤングケアラーの手引き（概要版）」やアセスメントシートを、より広く活用できるよう、ホームページで紹介、ダウンロードできるように整えました。加えて、区内の事業所職員向けに年に1回「ヤングケアラー支援」に関する研修を実施しています。

福祉や医療の専門職による、ヤングケアラーの存在への気づき（発見）と、お一人おひとりが抱える課題に共に寄り添い、支援に繋げられる活動を展開しています。

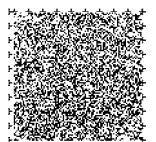


6 事業団の取り組み



子ども食堂の夕食

ヤングケアラー支援対策では、支援の介入が遅れると問題が深刻化することがわかっています。支援の遅れは、社会的孤立や経済的困窮、ひきこもり（8050問題）などの問題を引き起こします。事業団では、ひきこもり（8050問題）にも注力し、支援の必要性和早期対応の重要性を広く伝えるとともに、支援体制の構築、さらには社会全体で支援が必要な方を支え誰もが住みやすい地域づくりに取り組んでおります。



Uni-Voice

令和6年度決算報告（事業活動計算書）

令和6年度は4,118万円余りの黒字に

(単位：円)

勘定科目		6年度決算
サービス活動増減の部	収益	
	介護保険事業収益	3,136,413,138
	障害福祉サービス等事業収益	79,368,757
	医療事業収益	268,657,021
	人材育成事業収益	106,722,129
	その他事業団収益	73,470,619
	経常経費寄附金収益	1,721,606
	サービス活動収益計(1)	3,666,353,270
	費用	
	人件費	2,759,098,832
サービス活動外増減の部	事業費	353,156,807
	事務費	484,765,466
	減価償却費	57,529,805
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△14,750,168
	徴収不能額	11,690
	徴収不能引当金繰入	768,603
	サービス活動費用計(2)	3,640,581,035
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	25,772,235
	収益	
	受取利息配当金収益	10,100
サービス活動外増減の部	その他のサービス活動外収益	24,225,011
	サービス活動外収益計(4)	24,235,111
	費用	
	支払利息	150,108
	その他のサービス活動外費用	2,010,426
	サービス活動外費用計(5)	2,160,534
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	22,074,577
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	47,846,812
	収益	
	受取利息配当金収益	10,100

(単位：円)

勘定科目		6年度決算
特別増減の部	収益	
	施設整備等補助金収益	2,580,000
	その他の特別収益	268,787
	特別収益計(8)	2,848,787
	費用	
	固定資産売却損・処分損	6
	国庫補助金等特別積立金積立額	2,580,000
	その他の特別収益	6,930,000
	特別費用計(9)	9,510,006
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△6,661,219
繰越活動増減差額の部	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	41,185,593
	前期繰越活動増減差額(12)	1,210,062,073
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	1,251,247,666
	基本金取崩額(14)	0
	その他の積立金取崩額(15)	10,367,346
	その他の積立金積立額(16)	40,168,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	1,221,447,012
	繰越活動増減差額	
	前期繰越活動増減差額(12)	1,210,062,073
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	1,251,247,666

令和6年度は、主な収入源である介護保険事業や医療事業が前年度から増収となりました。物価高騰や人材確保策等に関する緊急的な補助金が東京都や世田谷区から支給されたことも増収の要因となっています。その結果、事業団全体で4,118万円余りの黒字を達成することができました。

今後も、区民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、質の高い専門的なサービスを提供し、地域から信頼される法人として自立した経営を目指してまいります。

令和7年度お客様サービス評価アンケートの実施について

世田谷区社会福祉事業団では、お客様を対象としたサービス評価アンケートを実施しています。令和7年度は11月にアンケートはがきをお送りさせていただきました（10月分利用請求書に同封しています）。

皆様から寄せられた貴重な声を真摯に受け止め、より一層のサービス向上に取り組んでまいりますので、回答へのご協力をお願い申し上げます。

アンケートはホームページからもご回答いただけます。

■アンケートフォーム (<https://www.setagayaj.or.jp/customer-form>)



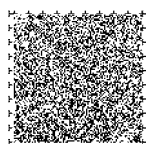
ご寄附

多くの皆様より、善意の寄附金、寄附物品をいただきました。心より御礼申し上げます。

令和7年4月～令和7年9月にご寄附いただいた方

田中 順子 様、内 尾 宰 様、湯川 忠照 様 他

(※お名前はご了承いただいた方のみ掲載しております)



当事業団への寄附は、所得税等の税法上の優遇措置の適用がございませう。
ご寄附のお申し出は下記の問い合わせ先、または各事業所までお願いいたします。

アンケート・ご寄附の問い合わせ

統括管理本部 法人統括管理室 ☎03-5450-8223（寄附担当） ☎03-3306-1222